

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会（以下「本連絡会」という）の会員に関する事項を定める。

(正式加盟学協会会員及びオブザーバー学協会会員資格)

第2条 正式加盟学協会会員及びオブザーバー学協会会員の資格は以下のとおりとする。

- (1) 学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体であること
- (2) 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること
- (3) 科学者、技術者により構成されている団体であること
- (4) 構成員の資格を、特定の地域や、大学、研究機関に限っていないこと
- (5) 構成員が100人を下回らないこと
- (6) 学術研究の向上発達を図るための活動が引き続き3年を超えて行われていること
- (7) 構成員による学術研究の発表または、討論のための集会を年1回以上開催していること
- (8) 学術研究論文発表のための刊行物を年1回以上刊行していること

2 オブザーバー学協会会員としての資格は、本連絡会設立後の入会日から3年間とし、3年経過後は自動的に正式加盟学協会会員となる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会としての登記の日から適用する。